

韓国における会計制度の現状

孫 銀 植

はじめに

1. 会計制度の変遷
2. 会計制度の枠組み
3. 会計制度の変革
4. 会計制度変革の成果と課題

おわりに

はじめに

韓国では1997年度初から企業の大型倒産や金融危機などを経験し、大規模な経済構造変革が行われた。会計ビッグバンとも称する会計制度変革は、この経済構造変革の中心的な課題として位置づけられ、会計基準の新制定、改定、新しい民間の会計基準設定主体の設立、監査基準の設定主体の変更等、会計制度全般に広くわたるものであった。すなわち、韓国会計制度変革の重要な内容は、①韓国の会計基準及び会計監査基準を国際的に承認されている国際会計基準、国際監査基準に変えること、②大規模企業集団（財閥）による会計情報開示要件を強化すること、③会計基準設定主体をパブリック・セクターからプライベート・セクターへ変えることなど、大規模なものであった。

1999年9月、韓国の民間会計基準設定機関として韓国会計研究院が誕生した。韓国の会計研究院は、新しい民間会計基準設定主体、すなわち、プライベート・セクターとして会計基準の制定、改定などの遂行において国際会計基準との調和を意識して行っていた。韓国の会計制度変革は1998年度から本格的に促進され、1998年7月、リース会計処理基準を初め、企業集団結合財務諸表準則、企業会計基準、金融業種別会計処理準則など国際的な水準に基づいて再改訂された。その意味では韓国の会計基準は国際的水準に達しているといえるが、しかし、会計変革の結果については否定的な評価や問題も少なくない。

本論文では、韓国における会計制度変革の現状を把握し、現在抱えている問題について、企業集団結合財務諸表の導入から考察しながら、韓国における会計の将来を展望する。

1. 会計制度の変遷

韓国の会計制度変遷は、導入期、調整期、発展期、変革期に分けられる。韓国が日本から独立した1945年から1950年代までは韓国会計制度の導入期、1960年代から1970年代を調整期、1980年代以後を発展期とされている¹⁾。その後、1997年11月、金融危機の発生による国際通貨基金(IMF)からの借款導入によって、1999年から韓国の会計制度は大変革を行い、会計制度は変革期を迎えた。

1958年6月、財政金融委員会の企業会計準則制定分科委員会が中間報告の様式で「企業会計原則」を公表したが、これが韓国企業会計基準の始まりであった。企業会計原則は財務諸表を作成するための原理と原則を定めてある。当期業績主義による損益計算などが企業会計原則の基本的な立場である。同年7月、財務諸表の用語、様式、会計処理方法等を定めた「財務諸表規則」が財務部(法)令第169号として公表された。財務諸表は損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表および各付属明細表から構成される。1962年には、商法が制定された。この商法は1945年日本から独立後、日本の商法にかえて制定されたのである。1974年7月には大統領令で「上場法人等の財務諸表に関する規定」が、また1975年4月には財務部令で「上場法人などの財務諸表に関する規定」が公表された。1980年12月に「株式会社の外部監査に関する法律(以下、外監法)」が制定され、同法第13条と同法施行令第6条の規定に基づいて、証券監督委員会が1981年「企業会計基準」を制定した。1984年に商法が改訂されたが、これは1962年商法を幅広く改正したものである。

韓国の「企業会計基準」は1997年まで9次にわたって改正を行なながら発展してきた。さらに、1997年、韓国はIMFからの金融支援を要請するなど経済活動や経営活動に急激な変化が起きた。それによって韓国の会計制度は次のように大変革が行われた。

- ・ 1998年 : ①企業会計基準は金融監督委員会によって制定されることとなった。
: ②国際会計基準と調和化を目的として次の会計基準が全面的に再改定された。
 - a. リース会計処理基準
 - b. 企業集団結合財務諸表準則
 - c. 金融業種別会計処理準則
 - d. 企業引受・合併などに関する会計処理準則
 - e. 金融商品会計を含めた企業会計基準に対する解釈
 - f. 連結財務諸表準則
- ・ 1999年 : ①民間会計基準制定機構として「韓国会計研究院」が設置された。
②外監法改訂。

1) 権泰殷『韓国会計制度論—会計基準の継承に関する研究—』同文館、1998年、4~5頁。

- ③韓国会計研究院は政府の委任による会計基準設定機能と有価証券発行手数料の一部の支援を受けることの法的根拠を得た。
 - ④財務会計概念体系発表（金融監督院の会計基準審議委員会制定）。
- ・2000年：①外監法施行令改訂。
②韓国会計研究院の会計基準委員会による会計基準の改正本格化
③改訂外監法の規定による金融監督院は主要財閥グループに対して結合財務諸表の作成を要請した。
- ・2001年：企業会計基準書第7号「金融費用資本化」まで制定される。
- ・2002年6月：2001年度の結合財務諸表作成対象グループが指定された。

2. 会計制度の枠組み

韓国の会計制度は、商法、証券取引法及び税法と企業会計基準によって規制されている。商法、証券取引法及び税法は法令であり、企業会計基準は、会計の規範として韓国のすべての企業が会計処理に適用すべき統一化された会計基準である。以下では、法令と企業会計基準について考察する。

（1）法令

韓国の商法は、1945年日本からの独立後も引き続き適用されてきた日本の商法にかえて1962年制定された。しかし、1984年に大幅に改正され、現在まで10余回改正されている。1984年改正は、過去20余年間の著しい経済成長に伴う会計慣行等の変化に対応するための改正であって、かなり新しい会計慣行を取り入れた。特に改正商法では、商法に規定されていないものについては一般に公正妥当な会計慣行によるという規定を設けている。ここで会計慣行とは、会計規範となっている企業会計基準を意味している。また、株式会社の財務諸表内容及び開示は企業会計基準に基づいている。

証券取引法は、1962年に制定され、今日まで20余回にわたって改正された。証券取引法の目的は、有価証券の発行と売買、その他の取引を公正に行い、その流通の円滑化、投資家の保護を通じて国民経済の発展に寄与することであった。証券取引法の適用を受ける上場法人等を含む、資産総額70億ウォン以上の会社には、1980年制定された「株式会社の外部監査に関する法律」すなわち、外監法により、公認会計士による外部監査を受ける。その会計処理と外部監査には、企業会計基準が適用される。

税法は国家の租税収入を確保するために1949年に制定され、現在までしばしば改正された。政府などは企業の経営所得に一定の法人税を賦課するが、この場合税法は企業会計上の利益計算を、税法独自の立場から調整して課税所得を計算する。その結果、韓国では、上場法人等のような公認会計士による外部監査を受けない中小企業では、唯一の規制は税務官庁による規制であるため、

税法による会計処理を優先させることが多くなっている²⁾。

(2) 企業会計基準

韓国では、日本から独立後、1958年に日本の会計基準を大幅に取り入れ、初めて「企業会計原則」が制定された。その後、韓国の急激な経済環境の変化に伴い、1974年、上場法人等に対する会計基準として従前の一般企業に対するものとは別に法令たる「上場法人会計規定」が制定された。そのため、会計基準の二元化が始まった。しかし、1981年に外監法に基づいて企業会計基準が制定され、上場法人に対する会計基準と一般企業に対する会計基準との一元化が達成された。その結果、企業会計基準は外部監査対象法人以外の企業の会計処理にも適用され、韓国のすべての企業はこの基準によって会計処理を行うようになった。この企業会計基準は、日本の「企業会計原則」と「財務諸表規則」の両者に該当するものである。

韓国の企業会計基準は、アメリカの会計基準の影響が一層強く反映され、国際会計基準の影響も受けている。企業会計基準は、1981年制定以来、1997年まで9回改正されたが、その後も会計基準の設定主体が変るたびに会計基準は大幅に新しい形で改正された。会計基準の設定主体は、1998年1月、従来の財政経済部と証券管理委員会から金融監督委員会と証券先物委員会へ、2000年7月、金融監督委員会から韓国会計研究院の会計基準委員会へ移譲され現在に至っている³⁾。また、韓国における会計規制には企業会計基準のみではなく「準則」と「解釈」が含まれており、業種別準則としては「建設企業会計処理準則」と「リース会計処理準則」及び「銀行業会計処理準則」がある。さらに「連結財務諸表準則」と「結合財務諸表準則」という別途の規定を設けているなど、13の準則と54の解釈がある。

3. 会計制度の変革

(1) 会計制度変革の経緯

韓国の経済成長は1996年末に経済協力開発機構（OECD）へ加盟をはたすほど高成長率を見ていた。しかし、1997年11月、金融危機の発生によって大型企業倒産が相次ぎ、韓国経済は深刻な金融危機を迎えた。金融危機に伴った韓国の金融市場および労働市場は救助を受ける状態になった。国際通貨基金（以下、IMF）は、世界銀行およびアジア開発銀行、日本、米国などから融資をあつめ韓国政府に支援を与えた。韓国はIMFから資金支援の条件として、通貨と為替政策、財政政策等以外に金融制度革新の一環として、会計監査制度の充実、ディスクロージャー制度の整備、会計基準および会計基準設定主体の整備などを要求された。その結果、韓国政府は韓国会計制度の変革方策を試みた。その主要な内容は、①韓国の会計基準および会計監査基準を国際的

2) 権泰殷『国際会計論』創成社、2002年、81~82頁。

3) 権泰殷、前掲書、83頁。

水準にまで上げること、②財閥におけるディスクロージャー要件を強化すること、③会計基準設定主体をパブリック・セクターからプライベート・セクターへ変えることであった。IMFおよび世界銀行から救助調整資金を借り入れるための条件として会計基準設定機関の設立を約束した韓国政府は、会計制度の変革を迅速に進行させた。特に、IMFおよび世界銀行は、韓国の会計基準の内容を「国際的に見て最良の会計実務」にあわせるように要求し、模範とすべき具体的なモデルとしてIASを提案した。それに応じて、韓国金融監督委員会は当時の韓国会計基準とIASとの相違の解消を主要な目的として1998年企業会計基準の全面的な改正を行った。

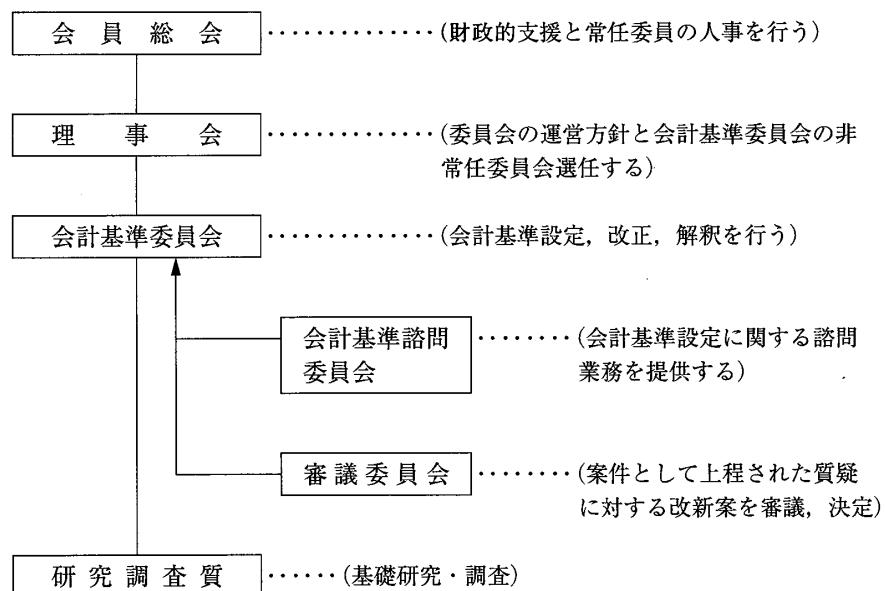
韓国金融監督院は金融監督内部に会計制度特別委員会を設置し、国際的な会計基準と比べて改善の必要性をもつ会計基準とディスクロージャーの検討を行った。これが韓国会計制度変革の始まりであった。同年7月、「リース会計処理準則」を始め、「企業集団結合財務諸表準則」、「企業会計基準」、「金融業種別会計処理準則」、「企業引受・合併などに関する会計処理準則」、および金融取引会計を含めた「企業会計基準に対する解釈」などが国際的なレベルに基づいて再改訂され、「連結財務諸表準則」も改訂対象になった。また、2000年1月には企業会計基準審議会によって「財務会計概念フレームワーク」が公表された。この「財務会計概念フレームワーク」は国際会計基準委員会の「フレームワーク」と類似するものであった。以上の結果、韓国の会計基準は最上位レベルの企業会計基準の体系を整備した。さらに、「財務会計概念フレームワーク」の制定は会計基準の制定及び解釈の統一性と一貫性を確保できるようになった。

（2）新しい会計設定機関の誕生

1999年9月、韓国に民間会計基準設定機関として韓国会計研究院（Korea Accounting Institute：KAI）が誕生した。KAIは、1999年6月、韓国証券取引所及び大韓商工会議所を初めとする13の団体が参加して、発起人大会兼設立総会を開催して定款を定め、会計研究院を構成し、発足したものである。2000年1月には「株式会社の外部監査に関する法律」第13条第4項が新設され、金融監督委員会が会計処理基準に関する業務を専門性を備えた民間法人または団体に委託することができる根拠が整備された。同法施行令第7条の2では会計基準設定機関として韓国会計研究院を指定し、これに従って韓国会計研究院は2000年7月から専門的で独立した民間の会計基準設定主体になり、会計基準の設定、改訂、解説等の業務を行うようになった。韓国会計研究院の組織は（図表1）で見られるように、会員総会、理事会、会計基準委員会、会計基準諮問委員会、審議委員会、研究調査室から構成されている。

会員総会は、韓国公認会計士会、大韓商工会議所、全国経済人連合会、中小企業協同組合中央会、韓国上場会社協議会、全国銀行連合会、韓国証券協会、投資信託協会、生命保険協会、大韓損害保険協会、韓国証券取引所、金融監督院、韓国会計学会、(株)コスティック証券市場、コスティック登録法人協議会の15機関で構成されている。会員総会の役割は、主に韓国会計研究院の運営に必要な財政的支援を行い、その院長、理事および会計基準委員会の常任委員の人事を行う。理事会は、韓国会計研究院院長、会計基準委員会常任委員および会員総会で選任された9人の理事で

(図表1)
KAIの組織と役割



構成される。理事会の役割は、主に会計基準委員会と会計基準諮詢委員会の運営全般に関する基本方針を決定し、会計基準委員会の非常任委員を選任する。会計基準委員会（Korea Accounting Standard Board；以下、KASB）は、韓国会計研究員の院長と常任委員および5人の非常勤の委員から構成される。KASBは会計基準の制定・改定・解釈作業を遂行する役割を行っている。会計基準諮詢委員会の構成は会計基準委員の常勤の委員と19人（大学教授11人、公認会計士業界5人、企業界4人）の非常勤委員の合計20名からなっている。会計基準諮詢委員会の役割は、KASBに、①新しい企業会計基準の必要性、②すでに公布されている企業会計基準などの見直しの必要性、③企業会計基準の制定、改正案、④会計基準委員会の構成及び運営手続き、⑤会計基準委員会研究課題チームの組織と構成など主に会計基準設定に関する業務に対して諮詢を提供することである。また、審議委員会は、韓国会計研究院長の要請に従って、案件として想定された質疑に対する決議案を審議し決定する。研究調査室は、2人の常任研究者と5大会計法人から派遣された公認会計士の実務研究者等で構成されている。その主な任務は、会計基準の設定・改訂等に関する基礎調査研究を遂行し、KASBの円滑な業務遂行を支援することである。

KASBの目標は企業会計基準が最小限のIASの要求事項を満たすということである。これは現行の企業会計基準が新しい構造に転換された後には、「韓国の企業会計基準により作成された財務諸表は自動的に国際会計基準の要求事項を満たす」⁴⁾ようになることを意味する。KASBは、2000年7月、韓国金融監督委員会が外監法施行令に基づいて会計基準制定業務を専門的な民間機関に委譲するように許容することを内容とする改訂施行令第7条2を発効するとともに、公式的

4) 企業会計基準審議会（KASB）「2000」『企業会計基準書』、韓国会計研究院。

な会計基準制定業務に取り掛かった。その後、（図表2）でみられるように、財務会計基準書（Statements of Korean Financial Accounting Standards；以下、SKFAS）11件と公開草案4件、討論書4件、研究報告書1件および1件の解釈を公表している。また、法人所得税、セグメント報告、リース、企業結合、連結財務諸表及び子会社への投資の会計処理、ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告、1株あたり利益は審議中である。

以上のように大幅な会計変革の結果、韓国の会計制度はIASとの大きな差はなくなるほどIASにかなり接近している。しかし、会計変革の結果については批判的な評価も少なくない。以下では、韓国会計制度変革後の韓国会計現状について企業集団結合財務諸表（以下、結合財務諸表）を中心に検討する。

（図表2） KAI・KASBの公表

IAS（コア・スタンダード）	KAI・KASB	公表年月
2 棚卸資産	財務会計基準書 10	2002, 8
8 期間純損益、重大な誤謬及び会計方針の変更		2001, 3
10 後発事項		2001, 12
16 有形固定資産		2002, 12改定
18 収益		2002, 12改定
23 借入コスト		2001, 12
32 金融商品・開示と表示		2002, 1
34 中間財務報告		2001, 12
35 廃止事業		2002, 12
38 無形固定資産		2002, 12改定
39 金融商品：認識と測定		2002, 1
1 財務諸表の表示	公開草案 02-16	2002, 5
11 工事契約		2002, 11
28 関連会社への投資に関する会計処理		2001, 12
37 引当金・偶発負債及び偶発資産		2001, 12
7 キャッシュ・フロー計算書	討議資料 10	2001, 2
21 為替レート変動の影響		2001, 8
24 関連者間取引の開示		2001, 2
36 資産の減損		2001, 11
19 従業員給付	研究報告書 7	2001, 2
20 国庫補助金の会計及び政府援助開示	解釈 61-71	2001, 12
12 法人所得税	審議中	2003, 5
14 セグメント報告		2003, 5
17 リース		2003, 5
22 企業結合		2003, 5
27 連結財務諸表及び子会社への投資の会計処理		2003, 5
31 ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告		2003, 5
33 1株あたり利益		2003, 5

4. 会計制度変革の成果と課題

(1) 結合財務諸表導入の根拠

韓国は、1997年、IMFからの救済金融支援のためにIMFとの協議過程で韓国の経済対策と産業構造調整に関連する多くの改善事項が要求された。その中で、韓国の大規模企業集団（以下、財閥または企業集団）が作成し開示する会計情報の透明性欠如問題が深刻に提起され、IMF及び世界銀行から財閥企業の集団財務諸表作成の要求を受入、1998年に世界的に前例の結合財務諸表が韓国政府主導の下で導入された。

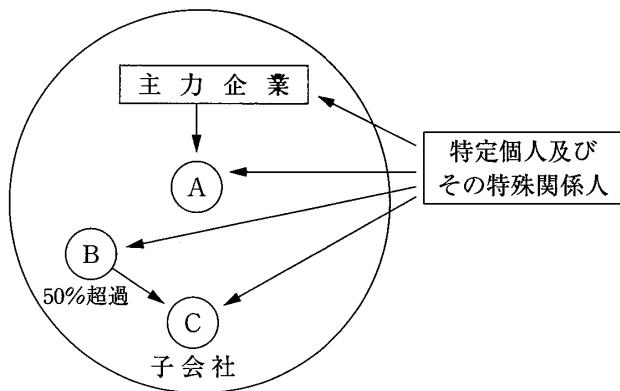
結合財務諸表とは、企業集団の財政状態と経営成績及びキャッシュ・フロー等の財務情報を会計情報利用者に提供するために、企業集団が作成する財務諸表をいう⁵⁾。企業会計基準第6条②には、「企業集団はその所属会社の財務諸表を結合した企業集団結合財務諸表を作成しなければならない」とされている。また、『企業集団結合準則』第4章の1において、財閥に結合財務諸表を作成・開示させる趣旨を次のように述べている。「個人とその特殊関係人が実質的経営支配力を有する財閥は、系列会社間の相互債務保証や社会通念から外れた資金貸借および財閥構成会社間の相互依存的な取引等を通じて1つの財閥構成会社のリスクが財閥内の他の系列会社のリスクと密接に関連し、経済的運命共同体を形成している。結合財務諸表は財閥を1つの経済的実体とみなし、財閥全体の財務状態・経営成績・キャッシュ・フロー、財閥構成会社間の相互債務保証、相互担保提供、相互資金貸借、相互出資および内部取引内訳など各財閥構成会社の個別財務諸表または連結財務諸表が提供できなかった有用な会計情報を提供することができる。このように財閥全体に対する会計情報が提示されると、財閥関連の会計情報の利用者はこれを利用し、特定財閥所属の構成会社または財閥全体に対する経済的・政策的意思決定をさらに合理的にすることができるようになる⁶⁾」。したがって、結合財務諸表制度は韓国の財閥だけがもつ相互債務保証、相互持分保有などの独特の支配構造を反映して財閥グループの経営の透明性を確保する目的で導入されたものであるといえる。

韓国財閥の株式所有構造は（図表3）で見られるように、実質所有権をもっている特定個人及びその親・姻戚等の特殊関係人がすべての系列会社を支配する形態で株式を分散所有している⁷⁾。

5) 企業集団結合財務諸表準則、第1章3。

6) 企業集団結合財務諸表準則、第4章1。

7) 権泰殷「韓国における結合財務諸表制度の導入について」『名古屋外国語大学』国際経営学部、1999年、第6号4頁。

(図表3) 韓国型企業集団の株式所有状況⁸⁾結合財務諸表作成対象

韓国財閥は次のような特質をもっている⁹⁾。

- ①株式所有関係が特定個人及びその特殊関係を中心になっており、複雑で曖昧である。
- ②はっきりした親会社と子会社が存在しない。
- ③財閥内の会社間で株式の相互持合い、資金貸借、相互売買取引、相互支払保証等で財務・営業的に密接に連結されている。
- ④文化財団、または保険会社等が財閥の会社の株式を多く所有することで、特定個人の間接的支配を多く助けている。

以上のような財閥の特質のため、現行の連結財務諸表では、連結対象から除外される子会社が多く、実質的には子会社の半分も連結されない状況である¹⁰⁾。

連結財務諸表は、親子関係のある2つ以上の会社を单一組織体としてみなして、親会社が当該親子会社の経営成績及び財政状態を総合的に報告するために作成するものである。連結財務諸表と結合財務諸表との主な相違点を比較すれば、次の(図表5)のとおりである¹¹⁾。(図表5)で見られるように連結財務諸表は会社株主の持分を中心に作成される。韓国の30財閥は特定個人等の株主を中心に支配される場合が多く、株主持分を中心に作成される連結財務諸表のみでは30財閥集団全体の財務状態を正確に把握することはできない状況である。そのため、その会社株主の持分のみならず特定個人等の株主の持分を含めた範囲で作成される結合財務諸表が必要になってくる¹²⁾。

8) 高完錫「財務諸表の情報有用性に対する批判的考察」「会計と監査研究」韓国公認会計士、第34号 1998年、195頁。

9) 南相午『第2版会計理論』、茶山出版社(ソウル)、1996年、762~764頁。

10) 権泰殷、前掲論文、6頁。

11) 権泰殷、前掲書論文、8頁。

12) 権泰殷、前掲書論文、5頁。

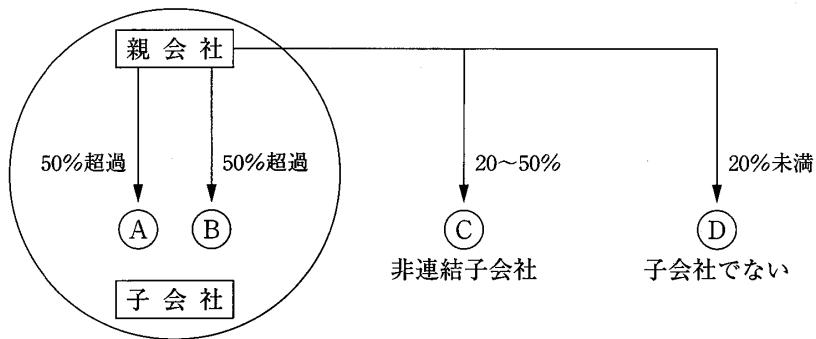
(図表5) 連結財務諸表と結合財務諸表との比較

区分	連結財務諸表	結合財務諸表
決定基準	持株基準及び支配力基準	実質的な経営支配基準
連結範囲	過半数所有または30%以上の最大株主	系列企業群の属するすべての会社
支配持分の範囲	法人所有の持分	法人及び個人所有の持分
作成者	親会社	企業集団が選定した体的的会社
作成理論	親会社理論中心	企業実体理論中心（少数株主の持分を区分表示しない）
主要利用者	親会社の利害関係者	企業集団の利害関係者

1959年に制定された、アメリカの会計研究公報（Accounting Research Bulletin）では、結合財務諸表に対する概念について次のように規定している。「営業活動上係っている各種会社に対して特定個人が支配的に株式の持分をもっている場合には、連結財務諸表の代わりに結合財務諸表を作成する方が有利である¹³⁾。」このような基準があるにもかかわらずアメリカでは結合財務諸表が実際には作成されていない¹⁴⁾。その理由は、（図表6）で見るよう アメリカの場合、連結実体の株式所有構造が持株会社による支配形態であるため、連結財務諸表の作成だけで企業集団の経済的実態を充分に把握できるからである。

(図表6) アメリカ型企業集団の株式所有構造

連結財務諸表作成対象



アメリカ型株式所有構造で投資関係に対する会計処理は次のように行われる。

- ①親会社は子会社に対して50%超過の株式を所有することによって支配力を行使する。親会社を中心に関連会社（連結対象会社）をあつめ連結財務諸表を作成する。
- ②20%～50%比率の株式を所有している投資会社と非投資会社は連結財務諸表対象から除外さ

13) ARB No.51 Consolidated Financial Statements, AICPA, 1959, Par.22.

14) 権泰殷, 前掲論文, 5頁。

れ、投資会社は投資勘定を設定して持分法（equity method）を通じ非投資会社に対する持分を反映する。

③20%未満比率の株式を所有している投資会社と非投資会社は連結財務諸表作成対象から除外され、投資会社は投資勘定を設定し、原価法（cost method）を適用して配当金関連取引等、制限された取引にたいして会計処理を行う。

（2）結合財務諸表における期待と課題

韓国では、1998年4月24日、韓国外監法施行令で結合財務諸表を作成すべき企業集団を30大規模企業集団とすることを公表した。その企業集団の結合対象系列会社の範囲は金融業系列会社および海外系列会社を含む企業集団に属するすべての系列会社とした。このような財閥に対し結合財務諸表の作成義務が法制化されたことにより、証券先物委員会は、この制度の施行のために同財務諸表の作成および会計処理手続きに必要な結合財務諸表準則を1998年10月21日、制定した。韓国の「企業集団結合財務諸表準則」は外監法及びその施行令で規定された結合対象企業集団及び結合対象系列会社の範囲、結合財務諸表の種類等に関する基本趣旨を中心に、結合財務諸表利用者の開示要求及び結合財務諸表に対する会計監査の客観的基準の提供等に重点を置いている¹⁵⁾。

財閥グループの結合財務諸表は1999年と2000年両会計年度に対してすでに作成公表され、2002年6月現在、2001年度の結合財務諸表作成対象グループが指定された。結合財務諸表作成対象財閥企業としては、現代、大宇、三星、LG,SK等30財閥の中で1,152社（例えば；現代139社、大宇248社、三星172社、LG128社、SK56社等）が選定された。これら財閥の経営内容を十分に把握するために、その会社株主の持分のみならず特定個人株主の持分を含めて、その企業集団の財務諸表を結合して、結合貸借対照表、結合損益計算書および結合キャッシュ・フロー計算書（韓国ではキャッシュ・フロー表）が作成される¹⁶⁾。そのため、韓国特有の企業支配構造の下で連結財務諸表がもつ不備点を補完することは無論、公正取引等の政策の樹立や一般投資家の投資判断に有用な資料を提供することが期待される。すなわち、企業集団の場合、系列会社間の出資のみならず支払保証、売掛金、貸付金等で連結されている所属企業が不渡りを受けた場合、全体系列会社に影響をおよぼすためにそれに対する効率的貸借が期待されている¹⁷⁾。

しかし、結合財務諸表会計制度は1999年と2000年の2年度にわたって施行される過程で持続的に財界と会計実務界の反対世論を浴びている。結合財務諸表の作成主体である証券先物委員会は、「結合財務会計準則」は実務へ適用するには負担が重過ぎるという会計基準適用上の困難性を問

15) 権泰殷、前掲論文、9頁。

16) 德賀 芳弘「韓国におけるIASへの対応」『国際会計基準導入に関する総合的研究』日本会計研究学会、2003年9月127頁。

17) ジョウ ジョン チャン「結合財務諸表制度の導入趣旨および運用展望」『月刊公認会計士』1998年2月、韓国公認会計士会、23-24頁。

題化している。すなわち、①財閥を構成する企業の数が多く、相殺消去する内部取引の件数も多い、②系列企業の業種が多様であり、構成会社間で会計方法が統一されてないし、③決算期が分散しているので、結合財務諸表の作成は非常に困難であり、コストも大きいという非難である。結合財務諸表作成のための企業の負担が重過ぎると、企業集団秘書室や会長室が閉鎖され各系列会社の経営独立性が強化された状況で結合財務諸表作成会社の選定、作成費用負担と配分などに対する迅速な合意点の導出が難しくなる。また、海外法人の場合持分関係がなかったり、持株率が低い場合、資料収集に相当な困難が発生する。

さらに、2002年2月19日、全国経済人連合会では、結合財務諸表では財閥全体の経営成績をひとくくりにして評価するため、個別の企業価値を歪曲する可能性が高いと主張している。すなわち、企業集団系列分離や資産売却など企業集団内の変動が多い状況において結合財務諸表の期間別比較が無意味であり、企業集団間の業種構成や特殊性を考慮しないで画一的に内部取引比重や利子補償割合及び負債比率などを相互比較することにより情報を歪曲する可能性が高いことを理由に結合財務諸表を廃止することを主張し、3月には結合財務諸表作成対象企業集団を縮小することを主要内容とする建議書を政府に提出した。また、アメリカなど主要先進国のように連結財務諸表を主要財務諸表として開示する体制に切り替えるべきであり、実質支配力で連結対象範囲を拡大する場合、結合対象範囲とかなり重複することから結合財務諸表による開示は有名無実化される¹⁸⁾という主張もある。

おわりに

韓国の会計制度は独立後の1945年から導入期、調整期、発展期の段階で改正を行いながら発展してきた。1997年、IMFからの金融支援要請や経済・経営活動の急激な変化などによって韓国の会計制度は会計ビッグバンとも称すべき大改革が行われ、変革期を迎えた。特に、IMF及び世界銀行は、韓国の会計基準の内容を「国際的に見て最良の会計実務」にあわせるように要求し、模範とすべき具体的なモデルとしてIASを提案した。それに応じて、韓国金融監督委員会は当時の韓国会計基準とIASとの相違の解消を主要な目的として1998年企業会計基準の全面的な改正を行った。その結果、「リース会計処理準則」「結合財務諸表準則」「企業会計基準」「金融業種別会計処理準則」その他にも多くの基準が改正された。2000年には企業会計基準審議会によって国際会計基準委員会の「フレームワーク」と類似した「財務会計概念フレームワーク」が公表された。さらに、独立した民間会計基準設定機関（KAI）も設立された。

以上のような金融危機後の韓国の会計制度変革の意図は、国際化という名目で国際会計基準とアングロ・サクソン制度を政府主導下で推し進めることに置かれた。そのため、変革の意思決定

18) チェ ジョンソ「韓国の会計改革」『月刊公認会計士』1998年2月、韓国公認会計士会、29~30頁。

はきわめて早く、変革の内容も形式面では先進化されているといえる。また、会計情報を透明化させるために企業会計と外部監査分野に対する強力な会計変革の計画実践、特に、独立した民間の会計基準制定機関の設立や上場法人に対する社外取締役と監査委員会制度の強制化などにより企業会計情報と監査の透明性及び信頼性が向上したことは高く評価されている。

しかし、短期間で十分考慮してない状態で行われた会計変革は政府単独で意思決定がなされたため実行性がないという批判をあびでいる。特に、結合財務諸表に対する財界と会計実務界の反対世論として、会計変革があまりにも短期間で行われたため、会計基準の過重負担や会計実務への適用の困難性が指摘されている。また、経営条件の変化と共に結合財務諸表の必要性は低く、その施行を廃止すべきであるという主張が強い。現場の見解を反映させることなく政府主導の一方的な改革であったことが会計変革の実効性を低下させたといえる。韓国における現実と新たに導入される制度が一致しない部分に対する詳細な分析に基づく制度の補完が不可欠であると思われる。